

年金制度の国際比較

(平成22年7月作成)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
制度体系	<p>2階建て 厚生年金保険 共済年金 国民年金 全居住者</p>	<p>1階建て 老齢・遺族・障害保険 (適用対象外) 無業者 被用者及び自営業者</p>	<p>2階建て 基礎年金 国家年金 職域年金 個人年金 (適用対象外) 無業者等 被用者及び自営業者</p>	<p>1階建て 一部自営業者年金 一般年金保険 鉱山労働者年金 (適用対象外) 無業者・自営業者 被用者及び一部自営業者</p>	<p>1階建て 自治域毎の制度 一般制度 特別制度 (適用対象外) 無業者・自営業者 被用者</p>	<p>1階建て 保証年金 所得比例年金 無業者等 被用者及び自営業者</p>
強制加入対象者	全居住者	被用者及び自営業者	被用者及び自営業者	民間被用者及び一部の職業に従事する自営業者 (弁護士、医師等)	被用者及び自営業者	被用者及び自営業者
保険料率 (2009年)	<p>(一般被用者) 厚生年金保険: 15.704% (2009.9～、労使折半) ※ 第1号被保険者は定額 (2010.4～、月あたり15,100円)</p>	<p>12.4% (労使折半)</p>	<p>(一般被用者) 23.8% 本人: 11.0% 事業主: 12.8% ※ 保険料は労災、雇用保険等の財源にも利用</p>	<p>(一般被用者) 19.9% (労使折半)</p>	<p>(一般被用者) 16.65% 本人: 6.75% 事業主: 9.9%</p>	<p>17.21% 本人: 7.0% 事業主: 10.21% ※ その他遺族年金の保険料1.7%が事業主にかかる (老齢年金とは別制度)</p>
支給開始年齢 (2009年)	<p>国民年金(基礎年金): 65歳 厚生年金保険: 60歳 ※ 男性は2025年度までに、女性は2030年度までに65歳に引き上げ</p>	<p>66歳 ※ 2027年までに67歳に引き上げ</p>	<p>男性: 65歳 女性: 60歳 ※ 女性は2010年から2020年にかけて65歳に引き上げ ※ さらに2024年から2046年にかけて男女ともに65歳から68歳に引き上げ</p>	<p>65歳 ※ 2012年から2029年までに67歳に引き上げ</p>	<p>60歳</p>	<p>61歳以降本人が選択 (ただし、保証年金の支給開始年齢は65歳)</p>
年金受給のために必要とされる加入期間	25年	40加入四半期 (10年相当)	なし (2007年の法改正により受給資格期間は撤廃。ただし、旧法適用対象者の年金受給には男性11年、女性9.75年の加入期間が必要)	5年	なし	なし (保証年金については最低3年のスウェーデンでの居住が必要であり、満額受給は40年の居住が必要)
国庫負担	基礎年金給付費の2分の1	なし	原則なし	給付費の26.4% (2008年)	一般税、一般社会拠出金 (CSG) 等より約25.7% (2008年)	保証年金部分

資料出所 ・ Social Security Programs Throughout the World : Europe, 2008 / The Americas, 2009 ・ Mutual Information System on Social Protection in the Member States of the European Union
 ・ 先進諸国の社会保障 ①イギリス ④ドイツ ⑤スウェーデン ⑥フランス ⑦アメリカ (東京大学出版会) ほか